福岡県立北九州高等学校同窓会(北雄会)会則

第1章 総則

第1条（名称・事務局）

本会は、福岡県立北九州高等学校同窓会（北雄会）と称し、事務局を母校に置く。

第2条（目的）

本会は、会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的とする。

第3条（事業）

本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

1. 会報・会員名簿等の発行、ホームページ、SNS等による情報発信及び収集
2. 会員相互の親睦に寄与する行事の開催
3. 母校の援助
4. 追悼、謝恩、慶弔
5. その他、本会の目的達成の為に必要な事業

第2章 会員及び会費

第4条（会員）

本会の会員は、次のとおりとする。

1. 正 会 員　北九州高等学校卒業生及び北九州高等学校に在籍した者で理事役員会にて承認された者
2. 特別会員　北九州高等学校職員及び旧職員

第5条（会費）

正会員は、終身入会金を卒業時までに積み立てて納入する。

第3章 役員

第6条（役員及び任務）

本会に次の役員を置き、その任務はそれぞれ次に掲げるとおりとする。

1. 名誉会長：1名
2. 会　長　：1名　　会務の総括主宰をする。
3. 副 会 長 ：若干名　　会長を補佐し、会長不在の時はその任務を代行する。
4. 会　計　：若干名　　経理一切を司る。また、会計監査を経た決算報告書を総会に提出する。（内1名は北九州高校事務長とする）
5. 監　査　：2名以内　　年１回以上会計監査を行い、総会で報告する。
6. 理　事　：若干名　　理事会連絡会の運営に当たる。
7. 校内幹事：若干名　　母校の行事等の調整に当たる。
8. 名誉顧問：若干名　　会長の諮問に応じ、各会合に於いて意見を述べる事ができる。

第7条（選出及び任期）

本会の役員及び任期は、次のとおりとする。

1. 会長及び副会長は、理事役員会で互選し、総会で承認を得る。
2. 会計、監査、理事は会長がこれを委嘱し、総会で承認を受ける。
3. 名誉会長は、母校校長とする。
4. 名誉顧問は、会長が推薦し、理事役員会で承認を受ける。
5. 校内幹事は、会長の委任により名誉会長が母校現職員に委嘱する。
6. 役員の任期は１年とし、留任を妨げない。

第 4章 幹事

第8条（幹事）

幹事の選出は、次のとおりとする。

1. 卒業時のクラスより２名を選出し、さらに期ごと男女各1名の代表者を選出する。
2. 卒業後、会長が委嘱し、理事役員会に承認された者とする。

第 5章 機関

第9条（総会）

総会は毎年１回開催し、第4条の全ての会員が参加することができる。

ただし、会長が必要と認める時は、臨時総会を開催することができる。

総会では、次に掲げる事項を決議する。

1. 会則の変更の承認
2. 前年度の事業報告及び決算報告
3. 本年度の事業計画報告及び予算案の承認
4. 役員交代の報告
5. 理事役員会、委員会で定めた細則・内規の報告
6. その他理事役員会で付議された事項決議

第 10条（理事役員会）

理事役員会は、総会に次ぐ決定機関であり、第6条の役員のうち会長が指名した役職者で構成する。

1. 総会で決定された事項の執行
2. 総会に付議する事項の決定
3. その他、この会の目的達成に必要な事項の執行
4. 年間事業計画等の承認
5. 細則、内規の承認

第11条（理事連絡会）

理事連絡会は、第6条の役員で構成し、次の業務を行う。

1. 総会、理事役員会で決定された事項の運営
2. 年間事業計画等の検討
3. その他重要事項の検討
4. 理事役員会に付議する事項の検討及び決議

第12条（委員会）

本会の事業を円滑に遂行するため、必要に応じて委員会を設けることができる。

1. 各委員長は会長が指名する。
2. 委員は委員長が理事の中から指名する。
3. 事業の円滑運営のために、細則、内規を協議し理事役員会に付議する。

第13条（支部）

本会会員が相当数在住の地域に、理事役員会の承認を経て支部を設けることができる。

第6章 会計

第14条（本会計）

本会の経費は、終身入会金、寄付金その他の収入をもってこれに充て、会計年度は4月1日より翌年3月31日迄とする。

第15条（別会計）

総会及び懇親会の収支及び活動費については、別会計とする。

第7章 付則

第16条 （細則及び規程）

本会の円滑な運営のために、本会則の細則及び各種規程を作成することができる。制定及び改廃は理事役員会の過半数の賛成を要する。

第17条 （総会の議決）

総会での承認事項は、総会出席者の過半数の賛成を要する。

第18条 （施行）

本会則は令和８年１０月２４日より改定・施行する。

【改定・施行履歴】

初 版：平成2年8月26日 施行

第2版：令和8年10月24日 施行

以上